

徳島大学大学院創成科学研究科創成科学専攻における留学に関する要項

令和4年4月1日

大学院創成科学研究科創成科学専攻長制定

(趣旨)

第1条 この要項は、国際交流の円滑な実施と教育内容の充実を図るため、徳島大学大学院創成科学研究科規則第17条の規定に基づき、徳島大学大学院創成科学研究科創成科学専攻（以下「本専攻」という。）の学生が留学する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(留学の条件)

第2条 留学を志願することができる本専攻の学生は、次の条件を満たす者とする。

- (1) 学業成績が優秀で、心身ともに健全な者
- (2) 外国の大学で学修するのに十分な語学力を有する者。英語圏に留学する者は、TOEFLの試験等を受け、相当の成績を修めていることが望ましい。
- (3) 留学に要する経費について、学生が自己負担できるか、日本国政府が支弁する奨学金その他の手段（財団・外国政府等の奨学金）により経済的な条件が整っていること。

(提出書類)

第3条 留学を志願する学生は、所属する学位プログラム長の承認を得た上で、外国留学願（別紙様式1）に健康診断書（キャンパスライフ健康支援センターが発行する定期健康診断結果を含む。）を添えて提出しなければならない。

(留学の決定)

第4条 第1条の留学の可否については、教務委員会で審査の上、教授会で決定する。

(留学先での福利厚生)

第5条 留学先での宿舍その他の福利厚生に関しては、留学先大学との協議により便宜を図るものとする。

(保険)

第6条 留学する学生は、病気、災害等に備えるため、健康保険、傷害保険等を掛けるものとし、その費用は自己負担とする。

(単位の認定)

第7条 留学先での単位の認定に関しては、学術交流協定校において履修した授業科目に限り認定するものとする。この場合において、単位の認定を希望する学生は、留学前に所属する学位プログラムの教務委員に相談した上で、帰国後速やかに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 留学単位認定申請書（別紙様式2）
- (2) 留学先大学発行の成績証明書（成績評価・評価基準が記載されているもの）
- (3) 授業概要（授業内容、履修期間及び授業時間数が記載されているもの）

2 前項により申請のあった授業科目の単位は、次のとおり取り扱う。

- (1) 本専攻で既に開設している授業科目に相当する科目がある場合は、当該授業科目を履修したのものとして単位を認定する。
- (2) 本専攻で既に開設している授業科目に相当する科目がない場合は、修得してきた単位の授業科目名をもって自由科目を履修したのものとして単位を認定する。

3 第1項により申請のあった授業科目の単位は、教務委員会の議を経て、教授会が認定する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、留学について必要な事項は、教授会の議を経て専攻長が別に定める。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

別紙様式 1

学位 P 長	
教務委員	
指導教員	

外国留学願

(和暦) 年 月 日提出

徳島大学長 殿

学生番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

大学院創成科学研究科創成科学専攻

学位プログラム 第 年次

署名

保証人

署名

このたび下記により外国留学したいので、ご許可くださるようお願いします。

記

- 1 留学先国
- 2 留学先大学学部・大学院
- 3 留学希望期間 (和暦) 年 月 日～(和暦) 年 月 日
- 4 留学時の予定住所、電話、メールアドレス
- 5 留学目的 (詳細に記入)
- 6 確認事項 渡航先の海外危険情報 (確認後、下記の□にチェックを入れてください。
□外務省「海外安全情報」の渡航国・地域別の危険情報が発出されていない、若しくは危険レベルが1以下であることを確認し、渡航及び滞在については特別な注意を払います。

授業料納付確認印

(和暦) 年 月 日

留 学 単 位 認 定 申 請 書

創成科学研究科創成科学専攻長 殿

創成科学研究科創成科学専攻
学位プログラム 第 年次

署 名

下記のとおり、留学先大学で履修した科目及び単位について、単位互換の認定を受けたいので申請します。

記

1 留学先大学学部・大学院

2 留学期間 (和暦) 年 月 日 ~ (和暦) 年 月 日

3 添付書類

成績証明書 (成績評価・評価基準が記載されているもの)

講義要綱 (講義内容が記載されているもの)

時間割 (履修期間・授業時間数が記載されているもの)